

はちじょう 11月

町の人口 (10月1日現在) (先月1日比)

人口	7,753人	減	18人
男	3,839人	減	2人
女	3,914人	減	16人
世帯数	4,423世帯	減	8世帯

9月中の異動	転入・出生	18人 (うち転入12人、出生6人)
	転出・死亡	36人 (うち転出21人、死亡15人)

各地域の人口・世帯数 (10月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,078	1,831	1,846	3,677
大賀郷	1,465	1,262	1,292	2,554
檜立	296	254	259	513
中之郷	381	332	357	689
末吉	203	160	160	320

10月15日(土) 八丈島熱中小学校開校



申込者数は 65 名。「もういちど7歳の目で世界を・・・」を合言葉に、第1期がスタートしました。

目次

- 02-05 ▶ 公営企業会計 平成27年度決算、平成28年度予算の状況
- 06-07 ▶ 平成28年度自治振興委員の集い/こころの健康づくり講演会
- 08-09 ▶ 税のお知らせ/地方税の申告は eLTAX で! など
- 10-11 ▶ 国保だより・国民年金
- 12 ▶ 11月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日/環境だより
- 13 ▶ 住民係からのお知らせ/水道だより
- 14 ▶ 11月 子どもの定期予防接種/母子保健
- 15 ▶ 子育てのお手伝い、しませんか? ほか
- 16 ▶ 11月は児童虐待防止推進月間です/子ども家庭支援センターからのお知らせ
- 17 ▶ 養育家庭(里親)制度/ケアケア交流講座
- 18 ▶ 教育委員会だより
- 19 ▶ 八丈町奨学資金(給付型・貸付型)のご案内/就学時健診を実施します
- 20 ▶ 図書館からのお知らせ
- 21 ▶ 暮らしの法律税金相談会開催/11月東京法務局特設登記所開設日 ほか
- 22-23 ▶ 交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、火災予防ポスター・標語 入選作品
- 24-25 ▶ はちじょうトピックス(第55回 町民体育大会)
- 26 ▶ 町営住宅入居者募集
- 27 ▶ 八丈方言文法講座開催/原付免許試験のお知らせ ほか
- 28 ▶ 第36回八丈島パブリックロードレース 参加者大募集!!/観光 おじゃれ11万人
- 29 ▶ 第14回八丈島夢伝大会参加者 大募集!/町長上京日記
- 30 ▶ がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員募集中!!/町立病院職員募集
- 31 ▶ 郷土料理教室/病院臨時診療/航路ダイヤ

平成 27 年度公営企業会計決算のあらまし

八丈町は、水道事業・一般旅客自動車運送事業・病院事業の3事業について、地方公営企業法の規定の全部適用を受け、それぞれ特別会計を設けて、独立採算制の企業会計方式により経営しています。

1. 水道事業会計

本事業は、町民により安全でおいしい水を供給するために、水道施設の整備を図りながら安定給水の確保に努めてきました。平成 27 年度の主な建設改良事業と決算については次のとおりです。

目的	工事
配水能力の充実水量の安定確保	坂下地区配水管布設工事（第十六工区）・（第十七工区） 坂上地区配水管布設工事（第十二工区）・（第十三工区）・（第十四工区）
施設機能の向上	坂下・坂上地区水道施設機器改修工事

収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
給水収益（水道料金）	262,845
負担金（給水装置負担金）	520
雑収益	414
一般会計補助金	5,003
長期前受金戻入	111,349
特別利益	10,000
合 計	390,131 前年比△ 21,543

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
人件費	56,243
物件費	80,731
減価償却費	225,327
支払利息	27,105
繰延勘定償却	3,355
雑支出	714
特別損失	10,745
合 計	404,220 前年比△ 41,477

当年度純利益または純損失 △ 14,089

※△は純損失

資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
企業債	168,000
一般会計補助金	10,415
国庫補助金	14,268
都補助金	273,469
合 計	466,152

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
配水施設費	47,316
坂下地区上水道整備費	344,541
坂上地区簡易水道整備費	107,422
固定資産購入費	3,203
企業債償還金	106,859
合 計	609,341

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 143,189 千円は、消費税資本的収支調整額 15,127 千円、損益勘定留保資金 128,062 千円で補てんしました。

繰入金については、一般会計からの繰入金総額 25,418 千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計補助金 10,415 千円を除く 5,003 千円を営業外収益、10,000 千円を特別利益として損益勘定に繰入れました。

2. 一般旅客自動車運送事業会計

本事業は、町民の身近な公共機関として、また、観光客の便利で手ごろな交通手段として、引き続き安全・安心な輸送サービスの提供や接遇の向上を図りながら、一人でも多くの方に利用いただけるよう努めてきました。運送状況については、一般乗合が 87,070 人（前年比+ 2,651 人）、一般貸切が 18,048 人（前年比△ 2,031 人）となりました。こうした中、老朽化した乗合中型バス車両を 1 台更新し、貸切バス車両を 1 台中古で購入しました。また、旅客運賃（貸切）を改定しました。平成 27 年度決算については次のとおりです。

収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位：千円)

区 分	決算額
乗合収益	14,391
貸切収益	31,827
雑収益	4,023
一般会計補助金	62,000
都補助金	107
長期前受金戻入	1,221
特別利益	727
合 計	114,296 前年比△ 26,911

【収益的支出】

(単位：千円)

区 分	決算額
人件費	70,434
物件費	23,137
減価償却費	15,272
支払利息	90
繰延勘定償却	1,065
雑支出	1,805
特別損失	186
合 計	111,989 前年比△ 32,173

当年度純利益または純損失

2,307

※△は純損失

経常収益（一般会計補助金除く）は 51,569 千円（前年比＋ 4,109 千円）、経常費用は 111,803 千円（前年比△ 1,972 千円）で、一般会計からの補助金 62,000 千円（前年比△ 1,000 千円）を計上しました。

資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位：千円)

区 分	決算額
企業債	20,000
合 計	20,000

【資本的支出】

(単位：千円)

区 分	決算額
固定資産購入費	26,135
企業債償還金	14,603
合 計	40,738

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 20,738 千円は、消費税資本的収支調整額 1,981 千円、損益勘定留保資金 18,820 千円で補てんしました。

3. 病院事業会計

町立八丈病院は、東京の島々の中で唯一の自治体病院であり、離島における医療確保のため、町民はもとより青ヶ島村民および八丈近海を航行する他府県からの漁船員ならびに島を訪れる観光客など多くの患者に対処するとともに、内科・外科・小児科・産婦人科のほか 12 の臨時診療（専門外来）を実施し、伊豆諸島における中核的病院としての役割を果たしています。本年度は人工呼吸器サーボベンチレーター、診断用高精細モニター、医用超音波洗浄装置ならびに上部消化管ビデオスコープなどを整備し、医療サービスの充実を図りました。

収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位：千円)

区 分	決算額
入院収益	254,127
外来収益	398,109
その他医業収益	36,950
都補助金	148,322
一般会計負担金	59,851
一般会計補助金	220,000
患者外給食収益	1,771
その他医業外収益	27,372
他会計補助金	402
長期前受金戻入	55,886
特別利益	0
合 計	1,202,790 前年比△ 203,076

【収益的支出】

(単位：千円)

区 分	決算額
人件費	479,676
材料費	159,866
経費	352,587
減価償却費	156,763
研究研修費	3,641
支払利息	33,188
繰延勘定償却	4,996
雑支出	37,912
特別損失	534
合 計	1,229,163 前年比△ 196,037

当年度純利益または純損失

△ 26,373

※△は純損失

資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	決算額
企業債	87,000
一般会計負担金	96,451
都補助金	35,968
他会計補助金	0
合 計	219,419

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	決算額
建物整備費	61,344
固定資産購入費	35,519
工事請負費	1,278
企業債償還金	180,644
合 計	278,785

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 59,366 千円は、消費税資本的収支調整額 7,267 千円、損益勘定留保資金 52,099 千円で補てんしました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金総額 376,302 千円のうち、資本勘定に繰入れた一般会計負担金 96,451 千円を除く 279,851 千円(一般会計負担金 59,851 千円、一般会計補助金 220,000 千円)を医業外収益として損益勘定に繰入れました。

平成 28 年度公営企業会計予算の状況

1. 水道事業会計

収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
給水収益(水道料金)	316,465
負担金(給水装置負担金)	1,566
雑収益	564
一般会計補助金	5,053
長期前受金戻入	113,851
過年度損益修正益	1
合 計	437,500

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
人件費	55,551
物件費	99,558
減価償却費	233,980
支払利息	25,695
繰延勘定償却	1,326
特別損失	0
予備費	200
合 計	416,310

資本的収入および支出

【資本的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
企業債	197,000
一般会計補助金	11,676
国庫補助金	24,292
都補助金	217,367
合 計	450,335

【資本的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
配水施設費	53,544
坂下地区上水道整備費	250,355
坂上地区簡易水道整備費	157,911
固定資産購入費	0
企業債償還金	113,338
合 計	575,148

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 124,813 千円は、消費税資本的収支調整額 15,353 千円、損益勘定留保資金 109,460 千円で補てんします。

2. 一般旅客自動車運送事業会計

収益的収入および支出

【収益的収入】 (単位：千円)

区 分	予算額
乗合収入	24,167
貸切収入	57,133
雑収益	200
一般会計補助金	50,000
都補助金	108
長期前受金戻入	430
合 計	132,038

【収益的支出】 (単位：千円)

区 分	予算額
人件費	78,127
物件費	31,884
減価償却費	16,461
支払利息	129
繰延勘定償却	1,066
特別損失	637
予備費	200
合 計	128,504

資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
企業債	18,000	
合 計	18,000	

【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
固定資産購入費	19,228	
企業債償還金	15,365	
合 計	34,593	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 16,593 千円は、消費税資本的収支調整額 1,409 千円、損益勘定留保資金 15,184 千円で補てんします。

3. 病院事業会計**収益的収入および支出**

【収益的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
入院収益	510,429	
外来収益	421,410	
その他医業収益	42,269	
都補助金	145,188	
一般会計負担金	56,412	
一般会計補助金	100,000	
他会計補助金	300	
患者外給食収益	2,203	
その他医業外収益	17,083	
長期前受金戻入	36,190	
合 計	1,331,484	

【収益的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
人件費	550,182	
材料費	179,102	
経費	413,231	
減価償却費	142,168	
研究研修費	5,065	
支払利息	31,012	
繰延勘定償却	4,997	
予備費	200	
合 計	1,325,957	

資本的収入および支出

【資本的収入】		(単位：千円)
区 分	予算額	
企業債	33,600	
一般会計負担金	94,377	
都補助金	39,427	
他会計補助金	2,700	
合 計	170,104	

【資本的支出】		(単位：千円)
区 分	予算額	
建物整備費	2,648	
固定資産購入費	37,185	
工事請負費	0	
企業債償還金	178,293	
合 計	218,126	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 48,022 千円は、消費税資本的収支調整額 2,348 千円、損益勘定留保資金 45,674 千円で補てんします。

4. 解説 公営企業で使われる用語**収益的収入および支出・・・公営企業の営業活動から生ずる収益や費用**

収益的収入には営業収益・預金利子・国都補助金などがあり、収益的支出には、人件費・物件費などの諸経費のほか、減価償却費や繰延勘定償却などの現金の支出を伴わない費用も含まれます。

資本的収入および支出・・・公営企業の諸施設の整備、拡充などにとまう収支

資本的収入には企業債や施設に対する補助金などがあり、資本的支出には、建設改良費・固定資産購入費・企業債償還金などがあります。

損益勘定留保資金・・・収益的支出に現金の支出を必要としない減価償却費・繰延勘定償却などの費用外部に流出することなく留保される資金をいいます。

平成28年度自治振興委員の集い

10月3日（月）に行われた「自治振興委員の集い」での意見交換会の内容は次のとおりです。

三根地域

質問1 出廻り切差線の八丈興発、約100 m上の十字路にカーブミラーを設置してほしい。

回答 現場を確認したところ、カーブミラーの設置については、道路脇の河川の敷地内に設置することになり、困難であることを、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、今後も随時、草刈または伐採により、視界の確保に努めます。

質問2 夕方5時に流れる町歌について、以前の歌（夕焼け小焼け）に戻して欲しい。昼の放送で、町歌を流すと良いのでは？

回答 防災無線の夕方5時の放送ですが、これは通常のお伝えしたい内容を放送するのとは違い、システムの動作確認のため、放送しています。このため、昼の時間帯に町歌を流すと通常のお伝えしたい内容が流せなくなりますので、ご理解願います。今後も町歌が末永く親しんでいただけるよう取り組みますので、応援をお願いします。

質問3 街路樹の伐採をしてほしい。

回答 道路に張り出している樹木などについては、町が勝手に剪定や伐採をすることができないので、地権者の方に伐採していただくよう、お願いをしています。ご要望の箇所の現場を確認したところ、道路に張り出している樹木などが、車のすれ違いなどに支障をきたしていますので、当該地権者に伐採していただく旨の依頼書を発送しました。

質問4 要望や質問をした際に回答をすぐに出来るようにしてほしい。（たらいまわしの状態やあやふやに終わってしまうことが多々ある。）携帯電話を使用している職員が多々見られる。

回答 今回このような要望が出たということについては、反省をしなければと思う次第です。
お客様を迎える「あいさつ」から始まり、行政需要の変化にも迅速に対応できるような職員の育成を更に努めます。勤務時間中の携帯電話の取り扱いについても再度注意喚起をしました。
たらいまわしと言う点につきましては、各課の直通電話を用意していますので、ご利用いただくようお願いいたします。

質問5 各地区のゴミ集積所でゴミの散乱が目立つため、ゴミネットだけではなく箱の設置などを検討してほしい。

回答 木枠などによる集積所への箱の設置についての要望は、他地域からもご要望をいただいておりますが、集積所の形態については、各地域での利用者の皆様の創意工夫による、運営形態をお願いしていますので、ご要望に沿えませんことをご理解願います。ゴミの出し方が悪くゴミが散乱する場合、町では対策として散乱防止のために複数枚のカラスネットの貸し出しのほか、マナー向上の看板を設置しています。

また、関連した取り組みとして、生ゴミの減量化を目的としたコンポストの貸与をしていますのでご利用ください。今後ともゴミ出しのマナーの徹底とゴミ減量化にご協力をお願いします。

質問 6 健康遊具（大人用）の設置について、島内各所の公園に子供用の遊具はあるが、大人も使用できる遊具の設置をお願いしたい。（親子で公園を訪れた際、子供も大人も一緒に楽しめるような遊具）

回答 主な公園は、児童公園が5カ所、プラザ公園、南原スポーツ公園、八丈植物公園の8カ所です。その内、プラザ公園にフィットネスベンチを2基設置しています。今後は他の公園についても、地域の方や利用される方のご意見を伺いながら、どの公園にこういった遊具を設置できるか検討していきたいと考えています。

質問 7 伊豆諸島全体および東京都・各自治体・企業などと連携し、都内の人が集まる場所へアンテナショップを開設し、伊豆諸島の魅力をもっとアピールしてほしい。

1箇所では長年続けるより、2～3年でアンテナショップの場所を移した方が良い。アンテナショップの店員の教育の徹底、質問されても答えられない事の無いように、観光協会の窓口を都内に置いた方が良い。

回答 確かに、アンテナショップは、多く集客ができる場所に設置できれば、有効なPRにつながると思います。しかしながら、経費が大きくなることが見込まれ、そうなれば各町村の負担も増加することとなり、東京都などと協議が必要となることから、この場で回答するのは難しい状況でありますので、ご理解をお願いします。ご提案につきましては、取りまとめをしている東京都島しょ振興公社に設置場所や経費も含め相談します。

大賀郷地域

質問 1 八重見ヶ原トンネル近くの空港道路からクリーンセンターへ抜ける町道のカーブミラーについて、現在設置されているカーブミラーはサイズが小さくて高齢者や薄暗い時間帯は見にくいいため、サイズを大きくしてほしい。

回答 ご要望のカーブミラーについて、現場を確認したところ、簡易なカーブミラーとなっていたので、大きなサイズのミラーに取り替えました。

地域・職場で取り組むこころの健康づくり講演会 (ゲートキーパー研修) ～メンタルヘルスの理解と対応～

職場や家庭で悩んでいる同僚や家族・友人がいるがなんて声をかけていいのかわからない、どう接したらよいのか、自身も「つらい」が、どうしたらいいのか？と思い、悩んでいることはありませんか？

そこで、自分自身のこころの健康づくり、地域や職場で取り組むメンタルヘルスの理解・対応について学びます。多くの方の参加をお待ちしています。

＊ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

日 時 11月17日（木）

①午前の部 午前11時～正午

対象：職場などで管理職立場の方

「職場で取り組むメンタルヘルスの理解と対応（職場の管理職立場の方むけ）」

②午後の部 午後2時～3時

対象：八丈町に住所がある方

「地域・職場で取り組むこころの健康の理解と対応（ゲートキーパー研修）」

場 所 八丈町商工会研修室（八丈町役場内）

講 師 東京都精神保健福祉センター 医長 源田圭子 氏

事前予約 11月16日（水）までに福祉健康課保健係（町役場1階10番窓口）へ、
「①午前の部」「②午後の部」どちらの受講を希望されるのかを申し出てください。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2－5570

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

町税の納税は、安心・確実な口座振替で！！

町税の納税は、納期限毎に納付が完了する口座振替をぜひご利用ください。納め忘れがなく、確実に納付できます。利用の申し込みは、町内金融機関・町役場および各出張所に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、振替用口座のある金融機関に提出すれば終了です。

※口座振替の開始は申し込み日からある程度の日数を要します。(通常1～1.5カ月程度)

※原則、各税目の納期限日に振替となります。

※引き落とし(振替)は各税目の納期限ごとに1回です。残高が納期別税額に足りない場合は振替不能となり、1度振替不能となったものについては再引き落としできず、後日送付する振替不能通知書に添付の納付書での納付となります。

口座振替申し込みの際の注意点

町税口座振替の申し込みをされる際、納税管理人(※1)となっている方は、口座振替依頼書の備考欄に納税義務者(※2)の氏名を「〇〇〇〇様分」と記入していただくこととなっています。

この記入がない場合は、口座振替依頼書に記載されている納付義務者(※3)の単独名義で課税されている町税のみが口座振替の対象となりますのでご注意ください。

また、固定資産税などを共有名義で課税されている方で、筆頭者ではない方が口座振替の申し込みをされる際、共有名義分も口座振替の対象とする場合は、納税管理人の場合と同様、口座振替依頼書の備考欄に共有名義となっている納税義務者名義「〇〇〇〇外△名」を必ず記入してください。

この記入がない場合は、納税管理人の場合と同様となりますのでご注意ください。

口座振替ができない場合

残高不足などによる振替不能とは異なり、口座振替を申し込んでいる方でも課税の時期によっては口座振替がされない場合があります。その場合はあらかじめ口座振替ができない旨の文書と納付書を送付しますので、納期限までに同封の納付書にてお支払いください。

用語説明

※1納税管理人・・・納税に関する一切の処理につき便宜を有する者として納税義務者が定めた人。
町に対し申告ないし申請のうえ、承認が必要。

※2納税義務者・・・町税を課され、町税の納付義務を有する人。

※3納付義務者・・・ここでの納付義務者とは、納税義務者あるいは納税管理人のことで相続代表人は納税義務者に含まれる。

その他口座振替についてご不明な点がございましたら、問い合わせください。

ご存知ですか？

生活保護法に規定する扶助を受けている方の固定資産税については、原則として申請手続きを行った場合、全額が減免の対象となります。ただし、減免される税額は、申請がなされた日以降に到来する納期限に係る分です。

***減免申請手続きは納期限前7日前までに「生活保護受給証明書」を持参のうえ、八丈町役場税務課に申請してください。**

地方税の申告は ^{エル タ ッ ク ス} eLTAX で！

eLTAXは、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅や
オフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXの
サービスは無料

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化が始まります。

これにより、パソコンで給与支払報告と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、届けられることになります。

eLTAXに関する、詳しい情報は
ホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

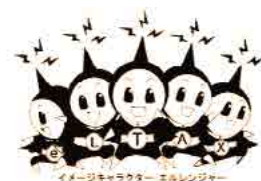
ヘルプデスクへの問い合わせ

▶ ^{ハイ シン コ ク}
0570-081459

eLTAXを利用できる時間

▶ 午前8時30分～午後12時
(土日祝、年末年始は除く)

一般社団法人 地方税電子化協議会



町税の滞納処分を強化しています ～税負担の公平性を確保するために～

納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気やケガ、事業の休廃止などの事情により、納付にお困りの方は、納付相談をご利用ください。町役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申し込みにより平日の業務時間外（午後5時15分～7時）にも納付相談を行っています。

未納のまま放置すると滞納処分を行います

督促状・催告書などで自主納付をお願いしても納めない、または、納付相談を行わない、納付相談の要請に応じない場合は、納期内納税者との公平性を欠くことから、滞納処分を実施しています。

※滞納処分例・・・○差押（預金・給与・動産・不動産など） ○家宅搜索

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2-1123

◎医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、国保に申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。対象の方には、高額な医療費を支払った約2カ月後に申請書が届きますので、申請書および医療機関で支払った領収書と印鑑を持参のうえ、申請してください。また、事前に限度額適用認定証の交付を医療年金係で受ければ、支払が限度額までとなります（限度額は、所得区分によって異なります）。交付された限度額適用認定証を医療機関に提示してください（保険税を滞納していると認定証が交付されない場合があります）。

◎70歳未満の人の場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、下記の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

区 分	3回目まで	4回目以降 ※1
旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

◎70歳以上75歳未満の人の場合

外来（個人単位）の限度額Aを適用後に世帯単位で限度額Bを適用します。入院の場合は、窓口での負担額がBの限度額までとなります。

	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
現役並み 所得者 ※1	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※4
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※3		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人

※2 70歳以上75歳未満の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人

※3 70歳以上75歳未満の人で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

※4 過去12カ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降44,400円

◎糖尿病教室のお知らせ

町立八丈病院では毎月1回、糖尿病教室を開催しています。どなたでもご参加できます。

11月18日（金）（飛行機欠航の場合中止）

場 所：町立八丈病院外来待合室 時 間：午前8時30分ごろ～30分程度

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないことや、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

国民年金

■住民課医療年金係 電話2-1123
 ■港年金事務所 電話03-5401-3211
 ■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書発送時期	
平成28年1月1日から9月30日までの間に保険料を納められた方	11月上旬
平成28年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて保険料を納められた方	翌年の2月上旬

※ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

11月は「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民年金の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

主な活動は次のとおりです。

◆年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設

◆大学・高校などの教育機関や事業所などへ出向いての年金セミナーや年金制度説明会の開催

◆年金委員を対象とした研修会の開催

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

▶▶各種問い合わせ ※第2土曜日を除く祝日はご利用になれません。

●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165（一般電話）

受付時間 月曜日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後7時 第2土曜日：午前9時～午後5時

●国民年金保険料後納制度（保険料の納付の延長）に関する問い合わせ

0570-011-050（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6731-2015（一般電話）

受付時間 月曜日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。



11月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。

3日（祝・木）	6日（日）	12日（第2土）	13日（日）
20日（日）	23日（祝・水）	26日（第4土）	27日（日）

収集運搬業務の受付時間 午前8時～正午、午後1時～4時

収集運搬業者（株）八丈島衛生総合企画 電話番号 2-0855

八丈町浄化槽設置管理事業

町では、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及に取り組んでいます。

浄化槽設置について、設置希望される方もしくは、「町浄化槽設置管理事業」の詳細について説明をご希望の方は、住民課浄化槽係まで問い合わせください。

手数料、使用料などの納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

○11月3日(木)は、八丈町クリーンセンター・有明興業(株)八丈島営業所は休みです。

ごみの収集もありません。

翌日に全島で燃やせるごみの収集を行います。坂上・大賀郷地域の金属ごみの収集は中止となります。

○インスリン注射針は集積所に捨てないで

インスリン注射針は使用済み、未使用に関わらず感染性廃棄物と同等の扱いとなり、集積所に捨てた場合は厳重に罰せられることになります。注射針は集積所には出さずに、町立八丈病院か岩渕クリニックへ持ち込んで処分してください。

○正しく分別してごみを出しましょう

- 燃えるごみに、金属類・乾電池・電球・空きびん・空き缶などのごみの混入が見られます。また、びんやガラス製容器にプラスチックや金属製のキャップやふたが付いたまま出されています。取り外せるキャップやふたは、取り除いてください。
- 生ごみを狙って、ねこやカラスが集積所のごみを散らかしています。生ごみは新聞紙などで包んで、袋の外から見えないようにして出してください。生ごみの水切りは効果的なごみの減量方法です。各家庭での水切りの徹底をお願いします。
- ごみは、当日の午前8時30分までに自宅最寄りの集積所へ出してください。正しい分別がされていない無記名のごみ袋については、分別状況の確認や指導を目的に、町職員が中身のチェックを行う場合があります。

※ごみを出す際、正しく分別することが求められています。

ご協力をお願いします。



住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話2-1123

旅券（パスポート）の手続

住民係で申請・受領ができるのは、原則として八丈町に住民登録がある方です。

◎予定のある方はお早めに申請を

申請してから受領できるまでに3週間程度かかります。

年末年始に海外への出国の予定をされている方は、余裕を持って申請してください。

◎有効期限をご確認ください

残存有効期限一年未満の方は、新たな旅券の申請ができます。

その場合、旅券の記載内容（氏名・本籍地など）に変更がなければ、戸籍の提出が不要になります。

個人番号（マイナンバー）カードの交付通知書が届いた方へ

個人番号（マイナンバー）カードの交付通知書（ハガキ）が届いたあと、そのままになっていませんか？

交付通知書に手書きされている期日が過ぎても受け取れますが、一定期間保管ののち、受け取りのないカードは廃棄します。早めの受け取りをお願いします。

また、交付通知書を受け取ったが紛失したという方は住民係までご連絡ください。

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128

■「水道使用開始届」、「水道使用中止届」、「給水装置所有者変更届」の提出を忘れずに！

届出の名前	提出が必要なとき	提出先	必要な物
水道使用開始届	転入されるとき、請求先を変えたいとき	企業課水道係 各出張所	印鑑
水道使用中止届	転出されるとき		印鑑
給水装置所有者 変更届	死亡、土地の売買など持ち主が変わるとき		新・旧所有者 の印鑑
誓約書	旧所有者が死亡などの理由で印鑑が貰えないとき		印鑑
戸籍謄本の写し	土地の売買などで、所有権移転しており、旧所有者の 印鑑を貰えないとき		印鑑

※水道使用開始届、水道使用中止届はお早めにご提出ください。

※島外から転入される場合は、事前に申請書をFAXなどで送付いただければ、予約受付することができます。

原本は後ほど郵送ください。様式は八丈町ホームページ内、「企業課」ページからダウンロードできます。

■管路工事の開始

皆さんへおいしい水をお届けするため、古くなった配水管の更新や新たに配水管を入れるなど、きれいな水をいつでも飲めるように配水管の敷設工事を行っています。工事期間中は皆さんにご迷惑をおかけしますが、水道工事に対し、ご理解とご協力をお願いします。

■水道メータまわりはきれいに！

水道メータ周辺に物を置いたりせず、畑などの場合は周囲の伐採を行うなど検針しやすいよう管理をお願いします。伐採した枝などを水道メータの上に乗せたり、草木などが伐採されずに水道メータが埋もれてしまうなどの事案が発生しました。悪質な場合は、水道法第15条および八丈町給水条例に基づき、給水停止を行います。

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

11月 子どもの定期予防接種

●B型肝炎集団接種※

日時：10日（木）午後2時30分～3時

10月よりB型肝炎が定期予防接種となりました。

●四種混合集団接種

日時：10日（木）午後3時～3時30分

●ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

日時：24日（木）午後3時～3時30分

●予約制個別接種

日時：10日（木）、24日（木）午後3時30分～4時

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで機会を逃した方や時間の都合がつかない方のための制度です。希望される方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

●会 場：町立八丈病院小児科

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570



母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

1歳6か月児健康診査 1日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成27年2月24日～平成27年5月1日生まれの幼児

2歳児歯科健康診査 9日（水） 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成26年8月11日～平成26年11月9日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

1日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

7日（月） 午前9時～11時

日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が応じます。母子健康手帳を持参してください。

両親学級（要電話予約）

日時：下記4回コースで行います。 会場：保健福祉センター

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にお越しください。お父さんも歓迎です。

1回目 11月25日（金）午後1時30分～3時30分

妊娠中の生活の工夫、

お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 12月 1日（木）午後1時30分～3時30分

歯の健康（歯科健診・口腔内の健康の話）、

マタニティ体操、沐浴

3回目 12月 8日（木）午後1時30分～3時30分

お産を迎える準備（お産の進み方、呼吸法）

4回目 12月15日（木）午後1時30分～3時30分

赤ちゃんの健診・病気、産後の話

募集中！ 子育てのお手伝い、しませんか？

ファミリーサポートセンターは、**育児のサポートを受けたい方（利用会員）とサポートができる方（サポート会員）**を結ぶお手伝いをする組織で、**サポート会員を随時募集しています**。就学などで子育てが一段落した方、子育て経験を生かしたい方、退職された方など満20歳以上の方、空いた時間でお手伝いしてみませんか？お手伝いできる日時のみで構いません。万一の事故に備えた補償保険もあります。

ファミリーサポートの活動

会員登録・講習会受講（サポート会員のみ）後は、当センターが会員同士の引き合わせと連絡調整を行います。

活動内容例：保育施設までの送迎、保育施設での保育時間前後の子どもの預かり
放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
保護者の病気や外出、何らかの用事がある際の子どもの預かり

対象年齢：概ね生後6カ月～10歳未満（病児は対象としません）

謝礼金：活動後に利用会員からサポート会員へ支払います。

700円／1時間（平日 午前8時～午後5時）

900円／1時間（平日上記外の時間、土・日・祝日・年末年始）

預かる場所：サポート会員宅での預かりが原則ですが、双方の合意があれば利用会員宅、公園、子ども家庭支援センター交流ひろばなどでの預かりも可能です。

☆利用会員も随時募集しています。

休日や夜間など、いざという時に備えて会員登録しませんか？

興味のある方はぜひ問い合わせください！

■問い合わせ■ 八丈町子ども家庭支援センター 電話 2 - 4300



「はちじょう暮らしの便利帳 - 改訂版」の作成を始めました

日常生活で役立つ情報を使いやすくまとめた「はちじょう暮らしの便利帳」の掲載内容の刷新を図るため、改訂版を発行します。

改訂版は前回同様、事業者や団体の皆さんからの広告掲載料により作成・発行に係る費用が賄われる画期的な手法を用いて、(株)サイネックスと八丈町との官民協働事業として作成します。

今後、広告募集のため、(株)サイネックスが町内事業所へお伺いすることがあります。また、広告掲載をご希望の場合は下記(株)サイネックス東京支店まで問い合わせください。

なお、住民の方への配布については平成29年の広報はちじょう3月号と共に全戸配布を予定しています。

■問い合わせ■

(株)サイネックス東京支店 電話 03 - 3265 - 6545

企画財政課企画情報係 電話 2 - 1120



11 月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件があとを絶たず、児童虐待問題は、社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

平成 16 年度から、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

◎児童虐待とは

児童虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。法律では次の 4 種類に分類されています。

・身体的虐待（殴る、蹴るなど） ・性的虐待（子どもへの性的行為など） ・ネグレクト（食事を与えない、登校させない、不衛生なままにするなど） ・心理的虐待（暴言、脅迫、目前での夫婦間暴力など）

◎子どもを虐待から守るための 5 か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
- 2 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場で判断しましょう）
- 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
- 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

◎虐待かな？と思ったらすぐに連絡を！

子どもの様子が気になる、疑いがある……気づいたことがありましたら、八丈町子ども家庭支援センターへご連絡（通告）してください。連絡（通告）した人の秘密は法律で守られています。皆さんの心配な声をお聞かせください。

■問い合わせ■ 八丈町子ども家庭支援センター 電話 2-4300
E-mail : kodomo@town.hachijo.tokyo.jp

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平 日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 第 2 土曜日 午前 9 時～正午（交流ひろばのみ）
第 2 土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

11 月の交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前 10 時 30 分～11 時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

2 日（水）親子で遊べる手作りおもちゃ

8 日（火）歯に良い食べ物の話（歯科衛生士：小宮山ひとみさん）

※この催しのみ、火曜日開催となります。

16 日（水）バンダナであそぼう！！

※おうちにバンダナがある方はお持ちください。（記名をお忘れなく！）

30 日（水）なりきりごっこあそび☆おはなしの世界を楽しもう♪

第 2 土曜日（12 日）も
交流ひろばで
遊べます♪

就学前のお子さんの身体測定

職員が対応可能な時間に随時測定します。電話や来所時にご予約ください。急な申し出には対応できない場合がありますのでご了承ください。測定値は、母子健康手帳または測定カードへ記載します。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

養育家庭（里親）制度

■問い合わせ■ 八丈町子ども家庭支援センター 電話 2-4300
E-mail : kodomo@town.hachijo.tokyo.jp

◎「養育家庭制度」とは

養育家庭制度は、いろいろな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを、養子縁組を目的にしないで、より家庭に近い環境で、一定期間養育していただく制度です。養育家庭として認定を受けるには、東京都が定める研修を受講する必要があります。

◎お預かりいただく子ども

親の離婚・家出・病気・虐待などの理由で、親と一緒に暮らすことができない、0歳から18歳未満の子どもです。

◎申込資格

- ・都内在住の夫婦で、25歳以上65歳未満の方（短期条件付・レスパイト限定養育家庭は、65歳以上でも可能）。配偶者がいない場合は、子どもの養育経験または保健師、看護師、保育士などの資格があり、かつ、主たる養育者を補助出来る20歳以上の家族がいる方。
- ・居室が2室10畳以上あること。

◎お預かりいただく期間

原則として1カ月以上です。2年を超える場合、2年ごとに子どもを継続して預かるかどうかを確認します。また、他の養育家庭が現に預かっている子どもを数日間預かることができます。

◎養育に係る費用

委託中は養育費（子どもの生活費などと里親手当）が支払われます。

◎養育時の支援

- ・児童相談所が中心となって支援を行います。
- ・児童相談所業務を行う民間の専門機関や経験豊富な養育家庭、施設の専門職と連携を図っています。
- ・養育に疲れた場合には、子どもの養育を一時的に休息できます。
- ・養育家庭同士が集う機会があります。
- ・養育に必要な知識を学べます。

家族介護教室 『ケアケア交流講座』

ケアケア交流講座は、参加者と老人ホームやデイサービスで働く職員とが交流を図りながら、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり、高齢者の福祉などについての知識・技術を分かりやすく伝える講座です。

今回は「疲れた身体をリフレッシュ」というテーマで鍼灸師の方にお話していただきます。どなたでも参加できますので、お問い合わせのうえ、ご参加ください。

日 時：11月17日（木）午後1時～3時 **場 所：**第二八丈老人ホーム 2階会議室

内 容：『楽健法』

家庭や職場で誰とでもペアでらくらく無理なくできる「楽健法」を楽しみましょう。

※お楽しみコーナー 自分に合わせたアロマ作りも一緒に楽しめます。

参加費：無料

申 込：11月10日（木）までに電話で申し込みください。

■問い合わせ・申し込み■ 八丈町地域包括支援センター 電話 2-0580



教育委員会だより

■ 問い合わせ ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

■ 各小学校 運動会 3日(木)

三根小学校 午前8時45分～

大賀郷小学校 午前9時～

■ 富士中学校 合唱コンクール 5日(土)

開場：午前9時30分 開演：午前9時45分

会場：八丈町多目的ホール「おじゃれ」

■ 大賀郷中学校 公開授業 9日(水)～10日(木)

■ 三原中学校(第2学年) 職場体験 9日(水)～11日(金)

■ 富士中学校 学校公開 14日(月)～19日(土)

■ 三原中学校 オリンピック・パラリンピック教育公開授業・講演会

15日(火) 午後1時50分～3時30分

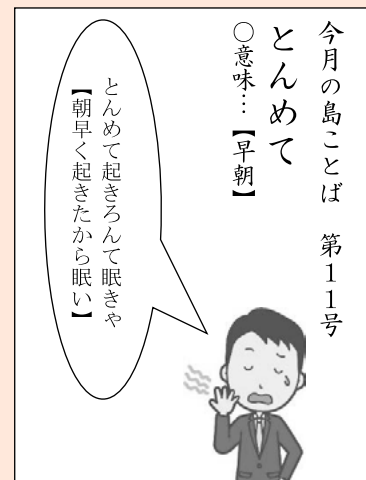
■ 富士中学校 道徳授業地区公開講座 19日(土) 午前9時35分～

※小・中学校では、開かれた学校教育を推進していくため、保護者や地域住民の参加のもと、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座を実施しています。皆さんの参加をお待ちしています。

■ 大賀郷小学校 持久走大会 29日(火) 午前10時15分～

スタート・ゴール：大賀郷小学校校庭 / コース：大賀郷地域

■ 三根小学校 教育研究指定校発表 30日(水) 午後1時25分～



三原小学校 学校経営のキーワードは「高まりの実感」

「島を誇れる児童 島が誇れる児童」の育成

重点課題 ・ 人権 体験 学力 交流 健康

5月15日(日) 国際理解教育

駐日ベネズエラ大使夫人、ピアニスト、合唱指導のプロをお招きして、国際理解教育を行いました。



5月26日(木) JET 青年との交流

「日本の伝統・文化を発信する能力・態度の育成事業」の指定を受け、八丈島の伝統文化を外国の方に伝える活動をしています。



■ 八丈町教育相談室

■ 東京都教育相談センター(教育相談一般)

■ 東京いじめ相談ホットライン

■ 東京いのちの電話

電話2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

電話03-3360-8008 平日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時

電話0120-53-8288 (24時間)

電話03-3264-4343 (24時間)

八丈町奨学資金（給付型・貸付型）のご案内

学校教育法に規定する大学・短期大学・専修学校・医療系技術学校（※）へ進学し（在学生含む）、奨学資金の給付または貸付けを希望する方へ

八丈町奨学金制度は、優れた学生に奨学金の給付または貸付けを行うことにより、八丈町に有用な人材の育成に資するとともに、定住化を図ることを目的としています。奨学生を希望する方は、定められた奨学生基準などにより選考の上、奨学生に採用されます。

※ 看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士の養成学校

1. 資格

- (1) 申請者の保護者が3カ月以前から引き続き町内に住所を有し、納税の義務を履行していること。
- (2) 同種の奨学資金を他から借り受けていないこと。
- (3) 給付は下記の条件を満たすこと。（所得制限なし。）

大学、短期大学、専修学校	卒業後、島内において3年間就労すること。ただし、島外で1年以内、島内で2年間の猶予期間を設けます。
医療系技術学校	免許取得後（3年間の資格取得猶予期間を設ける。）、町立八丈病院、島内の医療機関、社会福祉施設において3年間就労すること。

※どちらも猶予期間の延長制度があります。また、島内において就労することができなくなった場合、貸付に変更できます。

- (4) 貸付けを受けようとする者は、経済的事由により就学が困難な者であること
（世帯の所得が独立行政法人日本学生支援機構で定める第一種奨学金の所得以内）

2. 奨学金の月額

区 分	大学（短期大学）		専修学校		医療系技術学校	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立	国・公立	私 立
月 額	38,000 円	47,000 円	38,000 円	47,000 円	38,000 円	47,000 円

3. 注意

町奨学資金では、他の奨学資金との併給は認めていません。ただし、入学手続き時の納入金に限り、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度の教育支援資金を併用できる場合があります。詳しくは八丈町社会福祉協議会（電話 2-2609）へ問い合わせください。

■問い合わせ■ 八丈町教育課庶務係 担当 菊池・仲村 電話 2-7071

～小学校入学を迎えるご家庭へ～ 就学時健診を実施します

日 時：11月14日（月）／ 場所：大賀郷小学校・三原小学校
11月15日（火）／ 場所：三根小学校

来年度小学校へ入学するお子さんが対象です。詳しくは10月中旬に送付した案内をご確認ください。転入・引越などで案内が届いていない場合は、ご連絡ください。

また、健診時にはお子さんの様子などについて記入いただく「就学支援シート」を配布しますので、ご協力ください。

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

図書館からのお知らせ

●蔵書点検が終わりました。

10月23日(日)より、通常どおり開館しています。

今年もボランティアの皆さんの協力を得て、棚卸し作業や本の整理、本棚の掃除などを行いました。本や雑誌などを本来あるべき場所に戻し、棚に見当たらない資料を明らかにすることで、スムーズに資料を提供できるよう努めていきます。ご協力いただき、ありがとうございました。



●今月のおはなし会 12日(土) 午前10時～午前11時 こどものほんのへや

読み聞かせ：くに文庫(大賀郷)(都合により変更する場合があります)

絵本の読み聞かせや工作遊びを予定しています。みんなでおしゃりやれ♪

●木村研さんが再度 来島します！～文庫まつり、開催～

延期となっていた文庫まつりが、いよいよ開催されます。

第28回 幼児と小学生のための文庫まつり「手づくりおもちゃを100倍楽しむ」

12月3日(土) 午前10時～午前11時 保健福祉センター

講師 木村 研さん(児童文学作家・遊びの研究者)

ご自身の絵本の読み聞かせのほか、おもちゃ作りを行います。

子供から大人まで、どなたでも楽しめる内容です。ぜひご参加ください！



●今月の新着図書から

『おんなの城』安部 龍太郎 著

『ホイルでも！ペーパーでも！包み焼き』岩崎 啓子 著

『ギュレギュレ！』斉藤 洋 作

『ねずみさんのくらべっこ』多田 ヒロシ 作

図書館ホームページの新着案内では、随時情報を更新しています。こちらをご覧ください！

●休館日 毎週月曜日・3日(木・文化の日)・23日(水・勤労感謝の日)・30日(水・館内整理日)

●開館時間 午前9時30分～午後5時

八丈町立図書館臨時職員募集

勤務時間：午前9時～午後5時45分／月5日程度(土日勤務あり、増減あり)

主な仕事内容：カウンター業務(利用者対応、パソコン、インターネット使用)、資料登録、本棚整理など
時給：940円

必要書類：履歴書(町指定様式／図書館で受け取るか、町ホームページからダウンロード)

応募資格：八丈町に住所を有する方(見込み含む)、パソコン操作(エクセル・ワード)ができる方

◇**応募締切**：11月15日(火) 後日面接を行います。

返却期限を過ぎてはいませんか？ お手元の本・雑誌・DVDなどの返却日をご確認ください。

坂上各出張所でも返却できます。(平日午前8時30分～午後5時15分/ 正午から午後1時を除く)

■問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話2-0797

くらしの法律税金相談会開催

弁護士・司法書士・税理士などの法律関係者のボランティア「NPO 法人司法過疎サポートネットワーク」の主催により、「くらしの法律税金相談」が開催されます。法律の専門家が無料で相談に応じます。ぜひこの機会をご利用ください。

無料相談（法律・登記・税金など）

「相続問題で親戚とトラブルになっている」、「子供に財産を譲ろうと思っている」、「土地や建物の登記のことで相談したいことがある」、「相続税のことや確定申告のことで気になることがある」このような相談に弁護士・司法書士・税理士・公証人などが応じます。

相談日時・場所 11月18日（金）午前10時30分～午後4時30分 八丈町役場1階相談室1、2
※相談に必要な資料などをご持参ください。

実施機関 NPO 法人司法過疎サポートネットワーク 担当：小海（こかい） 電話 03-5919-3530
※事前予約も受け付けていますが、予約なしでも相談できますので、お気軽にお越しください。また、ご自宅などでも相談できます。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

11月東京法務局特設登記所開設日

次の相談・受付などを実施します

- ・不動産や商業
- ・法人の登記申請に関する相談
- ・相続や抵当権に関する相談
- ・その他の登記相談
- ・各種申請書および証明請求書の受付

※特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。

※届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認されることをお勧めします。

日時：15日（火）午後2時30分～5時
16日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分
17日（木）午前9時～正午

場所：八丈町役場1階相談室1・2

※登記相談の受付は、
終了時間の30分前まで

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03-5213-1330（不動産）
法人登記部門 03-5213-1337（商業・法人）

第40回八丈島無料法律相談会

相続問題、借金問題、離婚問題、賃貸借、売買、その他法律問題かどうかかわからなくても大丈夫です。お気軽に相談ください。予約された方を優先させていただきます。相談をご希望の方は事前に右記予約先まで電話またはホームページからご予約ください。

- 日時 11月19日（土）午後0時30分～午後3時30分
- 会場 七島信用組合八丈島支店
- 相談時間 40分（予定）

■相談責任者（予約先）

弁護士 山内 隆（東京弁護士会） セントラル法律事務所
電話 03-3508-0707

主催：東京弁護士会法友全期会（東京弁護士会所属弁護士グループ）

交通安全ポスター、ごみの減量化ポスター、

交通安全・ごみの減量化ポスターを各小学校の高学年生および各中学校の生徒より、火災予防ポスター・標語を各小学校の3年生以上に募集した結果、交通安全ポスターには、小学生27点、中学生37点、ごみ減量化ポスターには、小学生56点、中学生77点、火災予防ポスターには171点、標語には255点、合計623点の作品が寄せられました。

審査の結果、次の方々の作品が入選され、作品を啓発用ポスターに掲載し、交通安全やごみ減量化および火災予防のPRに努めます。たくさんのご応募ありがとうございました。

交通安全ポスター入選作品

●小学生部門



優秀 三根小6年 渡邊 ^みお ^あ美青



佳作 三根小6年 小崎 ^まお ^あ麻央



佳作 三根小6年 菊池 ^{こう}すけ ^{けい}輝介

●中学生部門



優秀 大中1年 今泉 ^いつき ^き樹



佳作 大中3年 小林 ひかる



佳作 三原中2年 河野 ^{しよ}おた ^た渚太

火災予防標語入選作品

優秀 火が見てる あなたのゆだんと 不始末を 三原小3年 山下 ^まない ^い愛井

佳作 火のしまつ 未来の家族を 守るため 三原小3年 佐々木 あずき

佳作 消したはず その一言が 火災呼ぶ 三根小6年 鈴木 ^みみ ^み美未

火災予防ポスター・標語 入選作品

■問い合わせ■

総務課 電話 2-1121

ごみ減量化ポスター入選作品

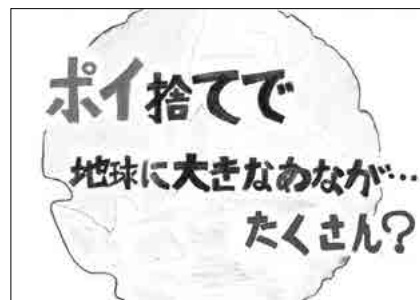
●小学生部門



優秀 三原小5年 山下 桃世^{ももよ}



佳作 大小5年 喜田 満智^{まち}



佳作 三根小5年 石井 咲希^{さき}

●中学生部門



優秀 富士中1年 早川 友暉^{ゆうき}



佳作 大中3年 持丸 ゆい



佳作 三原中2年 沖山 あさひ

火災予防ポスター入選作品



優秀 三根小4年 片野 百葉^{ももな}



佳作 三根小6年 浅沼 優衣^{ゆい}



佳作 三根小6年 浅沼 渚紬^{なつみ}

はちじょうトピックス

第55回町民体育大会

10月9日（日）に各地域で開催され、世代を超えて楽しく汗を流しました。
各地域の参加人数は次のとおりです。

三根地域	大賀郷地域	檜立地域	中之郷地域	末吉地域
200 名	280 名	110 名	100 名	130 名
合計 820 名				

【三根地域】



ロードレース



ペタンク

【大賀郷地域】



綱取り



玉いれ 小学生 VS 大御所・貴婦人の皆様

【樫立地域】



ゲートボール



大玉ころがし

【中之郷地域】



宝ひろい（大人の部もありました）



玉入れ

【末吉地域】



パン食い競争



いめごささげりレー

町営住宅入居者募集（平成28年度第4回）

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
島外の方も申し込める住宅があります。詳しくは問い合わせください。

地域	団地名	棟・部屋番号	間取り・ 住戸専用面積	建設 年度	住宅使用料 〔標準〕	構造	住宅型別資格
三根	中道団地	A-104	1DK 42.3㎡	H16	14,000～ 27,500	鉄筋コンクリート造 2階建	高齢者等専用（※1） 単身世帯向け
	神湊第一団地	A-101	1K 36.1㎡	H11	15,300～ 30,100	鉄筋コンクリート造 2階建	単身世帯向け
	群ヶ平第二団地	3-101	3DK 55.6㎡	S62	15,100～ 29,800	鉄筋コンクリート造 2階建	2人以上世帯向け
大賀郷	八蔵団地	8-105	1DK 50.1㎡	H8	15,800～ 31,100	鉄筋コンクリート造 3階建	高齢者等専用（※1） 単身世帯向け
中之郷	中里住宅	2	3LDK 77.1㎡	H12	23,200～ 45,600	木造一戸建	子育て家族優先（※3） 3人以上世帯向け 単身者期限付入居可（※2）

《災害被災者受け入れなどのため、内容が変更になることがあります。ご了承ください。》

- （※1）60歳以上の高齢者の方、お体の不自由な方専用のバリアフリー住宅です。
 （※2）条件次第では単身の方も申し込める住宅です（期限付き）。ご希望の方は建設課管財係までご相談ください。
 （※3）18歳以下のお子さんを含む世帯、または出産の予定がある世帯向けの住宅です。

■受付期間

11月7日(月)～11月14日(月)
 午前8時30分～午後5時15分
 ※12日(土)、13日(日)は除く

■応募できる方

- ①現在八丈町にお住まい、または転入見込の成年者。
 ※ただし、八丈町にお住まいの方優先
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者などを含む）がある方（単身世帯向け住宅を除く）
- ③世帯の所得が月額15万8千円以下
 （義務教育終了前の子どもを含む世帯や高齢者世帯などは21万4千円以下の方）
- ④町税、保険料、使用料などを滞納していない方
- ⑤現在、住宅に困っていることが明らかな方
- ⑥暴力団員でないこと

■申し込み方法

町役場建設課管財係で申込書を配布します。
 必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。

■申し込み添付書類

- ①入居者全員の住民票（続柄、世帯主などは省略しないでください）
- ②入居者全員の最新の八丈町の所得証明書（平成27年分）、最近転入された方は、現時点の収入見込証明書
- ③印鑑

■入居者の決定方法

書類審査のうえ入居の可否をお知らせします。応募者が複数の場合は公開抽選を行い決定します。

■抽選会：11月17日（木）午後1時30分～

町役場1階 相談室1

※当選された方は、抽選会后、入居に際しての説明があります。多少、お時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

■入居決定後の手続き

- ①家賃3カ月分の住宅保証金の納付
- ②連帯保証人2名（島内在住者または親族に限る）
 （保証能力を有する方、町税や公共料金などを滞納していない方）

◆町営住宅は共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。

守っていただけない場合、住宅の明渡しを請求することもありますので十分にご注意ください。

入居後は、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。

- ・周辺の環境を乱し、または他人に迷惑を及ぼす行為
- ・動物飼育の禁止（部屋および敷地内での犬・猫などの動物飼育は禁止となっています。一時的な預かりも禁止です。）
- ・不正行為による入居、または住宅を他の者に貸しもしくは入居の権利を他の者に譲渡すること
- ・家賃の滞納 ・無断での住宅の模様替えや増築
- ・住宅または共同施設を故意にき損すること ・正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないこと
- ・住宅を住宅以外の目的で使用する ・入居者または同居者が暴力団員であること

■問い合わせ・申し込み ■ 建設課管財係 電話 2-1124

第4回 八丈方言文法講座開催（申し込み制） ～金田章宏先生と八丈方言の文法を学びませんか～

八丈方言の大きな特徴は、文法にあるといわれています。八丈方言の研究者である千葉大学教授・金田章宏先生を講師にお招きし、次のとおり開催します。お気軽に申し込みください。

■日時：11月26日（土） 午後2時～4時

■場所：大賀郷中学校 ミーティングルーム（1階） ※駐車場より入場可

■内容：八丈方言の文法

○第1部：文のタイプ ○第2部：品詞とその形

※金田章宏先生が作成したテキスト「八丈方言の文法」をわかりやすく解説していただきます。

■申込方法：下記問い合わせへご連絡ください。 ※約20名、先着順

■申込締切：11月21日（月）

■問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

原付免許試験のお知らせ

試験日：11月19日（土） 会場：八丈島警察署

受験を希望される方は、次のとおり申請をしてください。

合格者の実技講習・免許証交付日（予定）：12月10日（土）

第1回 受付・適性検査 午前9時～9時30分

学科試験 午前10時～10時30分

第2回 受付・適性検査 午後1時～1時30分

学科試験 午後2時～2時30分

※試験時間は30分。問題は50問、45問以上正解で合格となります。

※第1回目の試験で不合格の場合、希望者は第2回目も受験可能です。

◆必要なもの

①住民票（本籍記載のもの）・・・ 1通

②証明写真（縦3cm、横2.4cm 無背景）1枚

③視力に自信の無い方は眼鏡またはコンタクト（両目で0.5以上）

④過去に免許取消処分を受けた方は、取消処分者講習修了証（有効期間1年）

⑤学科試験受験料・・・ 1,500円（1回）

※当日、住民票をお持ちで無い方は受け付けできません。

■問い合わせ ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

インフルエンザや風邪の予防と感染拡大を防ぐために

段々と湿度も下がり肌寒さを迎える頃合、気温湿度の低下に伴いインフルエンザの感染に注意が必要な時期です。

- ・人が多く集まる場所へ出かけるときにはマスクを持参しましょう
- ・外出後の手洗いとうがいをするよう心がけましょう
- ・咳が出始めたら周りの人にうつさないよう、マスクをしましょう

マスクで咳・くしゃみからの感染防止・感染拡大防止



うがい・手洗いでウィルスの物理的排除



第36回八丈島パブリックロードレース 参加者大募集!!

毎年恒例!「八丈島パブリックロードレース」が右記の日程で開催されます。

みなさんのご参加をお待ちしています!!
(参加特典 ①記念Tシャツプレゼント ②懇親会へご招待)

■日 程 平成29年1月8日(日)
■会 場 富士中学校
■主 催 八丈島パブリックロードレース
実行委員会

◆種 目 ・ 料 金

種 目	区 分	出場資格	参加費
「ハーフ」の部	①一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の 承諾が必要)	一般 4,000 円
	②壮年男子(40歳以上)		
	③一般女子		中・高校生 2,000 円
	④壮年女子(40歳以上)		
「10km」の部	⑤一般男子	中学生以上 (未成年者は保護者の 承諾が必要)	一般 4,000 円
	⑥壮年男子(40歳以上)		
	⑦一般女子		中・高校生 1,500 円
	⑧壮年女子(40歳以上)		
「3km」の部	⑨一般男子(中学生以上)	小学4年生以上 (未成年者は保護者の承 諾が必要)	一般 4,000 円
	⑩一般女子(中学生以上)		中・高校生 1,500 円
	⑪小学男子		小学生 1,000 円
	⑫小学女子		

■定員 レース参加者数 850名/懇親会参加者数 700名
※エントリー期間内であっても定員に達した場合は受付を終了します。

■申込方法

- ①八丈島観光協会にて、直接申し込み(現金にて) **申込締切** 平成28年11月15日(火)
②インターネット・携帯サイト「ランネット」からの申し込み
クレジットカードなどの多様な支払い方法が選択可能となり、簡単・便利に大会エントリーと支払い
ができます。http://runnet.jp/ (エントリー手数料は参加者負担。)

申込締切 平成28年11月30日(水)

■問い合わせ ■ 八丈島観光協会 電話 2-1377

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客(推計)		前年比
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	
4月	6,844	5,865	1,389	1,158	8,233	7,023	5,693	4,856	17.2%
5月	6,970	7,024	1,769	1,972	8,739	8,996	8,347	8,592	-2.9%
6月	5,287	4,877	1,400	1,224	6,687	6,101	5,055	4,612	9.6%
7月	9,030	8,108	2,664	1,823	11,694	9,931	9,081	7,712	17.8%
8月	11,869	12,749	3,987	4,832	15,856	17,581	13,421	14,881	-9.8%
9月	8,324	7,745	2,393	2,363	10,717	10,108	8,933	8,425	6%
計	48,324	46,368	13,602	13,372	61,926	59,740	50,530	49,078	3%

※海路には、6月22日シルバーディスカバリーの大型客船寄港分が含まれています。

第14回八丈島夢伝大会参加者 大募集！～増田明美さんも来島します！～

八丈島夢伝実行委員会では、第14回八丈島夢伝大会を次のとおり開催します。

「より良く生きたい」という「夢」を「伝える」ことを目的とした「夢伝大会」は、障がい者中心のウォーキング・マラソン大会です。参加者がお互いに励ましあい、交流を深めながら、共にゴールに向かって頑張るさわやかな大会です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

■日 時 11月23日(祝・水) 午前9時～午後1時

■場 所 大潟浦園地～ヤケンヶ浜～大潟浦園地～南原園地～大潟浦園地

■参加種別など

1. ウォーキング 2. マラソン 3. 車イス 4. 電動車イス 5. スタッフ

■参加費 競技出場者・スタッフ一律1,000円(お弁当代など含む)

■申込期間 11月1日(火)～15日(火)

■主 催 八丈島夢伝実行委員会 ■大会長 増田 明美 氏

■問い合わせ ■ ちょんこめ作業所 電話2-3678



町長上京日記 9月

21日～25日

- ANA1892便にて上京
- 羽田空港よりANA471便にて那覇空港へ
- 那覇市内視察
- 那覇空港よりRAC1861便にて南大東空港へ
- 南大東村表敬訪問および視察
- 豊年祭り参加
- 南大東空港よりRAC862便にて那覇空港へ
- 那覇空港よりANA468便にて羽田空港へ
- ANA1891便にて帰島

27日～10月1日

- ANA1892便にて上京
- 東京都島嶼町村一部事務組合第一回臨時会
- 羽田空港よりANA571便にて稚内空港へ
- 稚内港よりフェリーにて礼文島香深港へ
- H28年度第3回正副会長会議
- H28年度全国離島振興協議会第2回理事会
- 礼文島視察
- 礼文島香深港よりカーフェリーにて利尻島鷺泊港へ
- 利尻島視察
- 利尻空港よりANA4930便にて新千歳空港へ
- 新千歳空港よりANA074便にて羽田空港へ
- ANA1891便にて帰島



八丈町放課後子どもプラン がじゅまる広場・とびっこクラブ指導員募集中!!

広場の維持のため、お手伝いいただける方を募集しています

子どもが好きな方ならどなたでも大歓迎! 月に1回2時間程度でも構いません!

あなたも一緒に働きますか?

※特に三根小学校で勤務いただける方、お待ちしております!!



対象者 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方
(高校生は要相談)

業務内容 八丈町放課後子どもプラン(がじゅまる広場・とびっこクラブ(学童))に参加する小学生児童への安全管理、指導など
※参加する児童は、八丈町で保険に加入しており、大きな怪我などの対応は町で行います。

勤務場所 各小学校

勤務時間 放課後(おおよそ午後2時、場合によって午後0時30分)から6時30分(日祝除く)
(シフト制) (長期休暇(夏休みなど)や、土曜日は午前8時からの勤務もあります)

応募方法 所定の履歴書に写真を貼付のうえ必要事項を記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係まで持参。

時 給 940円 ※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は優遇。履歴書に記載のこと。
※詳しくは問い合わせいただくか、八丈町HPをご覧ください

○がじゅまる広場ではボランティアの方の募集もしています。一部の業務のお手伝いだけでも大歓迎です。
興味のある方はぜひご連絡ください!

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

八丈町放課後子どもプラン



町立病院職員募集

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

～職員募集～

- | | | | |
|-------|--------|-------|----------------------|
| ○募集職種 | 助産師 1名 | ○対象者 | 資格保有者 |
| ○選考方法 | 職員採用試験 | ○提出書類 | 履歴書・エントリーシート |
| ○1次試験 | 書類選考 | ○2次試験 | (1次試験通過者のみ) 口述試験(面接) |

～調理員(パート)募集～

- | | |
|-------|-------------------|
| ○対象者 | 健康状態が良好で調理に興味のある方 |
| ○選考方法 | 面接など |
| ○内 容 | 調理員 |
| ○提出書類 | 履歴書 |
| ○勤務時間 | 応相談 |

～看護助手(パート)募集～

- | | | | | | |
|------|-------------------|-------|------|-------|-----|
| ○対象者 | 健康状態が良好で看護に興味のある方 | ○選考方法 | 面接など | ○資 格 | 不要 |
| ○内 容 | 看護助手 | ○提出書類 | 履歴書 | ○勤務時間 | 応相談 |

～事務員(パート)募集～

- | | | | |
|------|-----------|-------|------|
| ○対象者 | 健康状態が良好な方 | ○選考方法 | 面接など |
| ○内 容 | 病院事務 | ○提出書類 | 履歴書 |
| | | ○勤務時間 | 応相談 |

※履歴書は八丈町HPからダウンロードするか、町立八丈病院事務局にてお受け取りください。

郷土料理教室

■問い合わせ・申し込み■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

事前予約制 11月1日(火)から14日(月)まで ※定員(16名)になり次第締切

第3回：八丈島の食材を使用した料理

八丈島の郷土料理をこれから勉強してみたいと考えている方、一緒につくってみませんか？
年に4回開催を予定しています。第3回目は八丈産の野菜・芋を使用した料理です。

■日 時 11月24日(木)

■時 間 午前10時から午後1時

■場 所 保健福祉センター

■持ち物 エプロン・三角巾・筆記用具

町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

・糖尿病教室 11月18日(金)

・耳鼻咽喉科 日程調整中です。別途防災無線などで周知します。

その他専門外来診療は予約制です。診療科によって予約方法が異なります。

詳しくは問い合わせください。

○その他の専門外来診療

・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科 ・腎臓内科
・消化器内科 ・神経内科 ・循環器内科 ・眼科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話2-1188 (平日 午前8時30分～正午)

○11月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 「橘丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島

<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス (東邦航空ホームページ)

<http://tohoair-tal.jp/>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数

A320 166人 B738 167人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:35	8:30	B738
1893	12:10	13:05	A320
1895	15:50	16:45	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:05	10:00	B738
1894	14:05	15:00	A320
1896	17:20	18:15	A320

区 間	期 間	普通運賃	往復割引(片道)
羽田=八丈島	11/1～11/30	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

ANAからのお知らせ

●10月30日より羽田空港経由で大阪・九州方面へ旅行される方にお得な乗継運賃が設定されました。

発着空港や乗継便、運賃には条件がありますので、詳しくはANAウェブサイトで確認してください。

●「スカイメイト」と「シニア空割」は、12月1日よりそれぞれ「スマートU25(ユース25)」と「スマートシニア空割(そらわり)」としてリニューアルされ、搭乗日当日の予約が可能となります。

また、「スマートU25」は、「スカイメイト」の年齢制限が緩和され、25歳まで利用できます。

SCHEDULE 2016 11月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町八丈病院 立多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
		1 1歳6か月児健康診査 保福 13:15~13:45 受付 こども心理相談 保福 9:00~16:00 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	2	3 図書館休館日 し尿収集運搬休業日	4 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00	5
6 し尿収集運搬休業日	7 すくすく相談 保福 9:00~11:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	8	9 2歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00 受付	10 高齢者健康教室 中 10:00~12:00	11	12 図書館おはなし会 10:00~11:00 都響コンサート おじゃれ 19:00~ し尿収集運搬休業日
13 し尿収集運搬休業日	14 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	15 高齢者健康教室(三根) 大 10:00~12:00	16	17	18 高齢者健康教室 大 10:00~12:00	19
20 福祉バザー 9:30~11:30 三根小学校体育館など し尿収集運搬休業日	21 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	22	23 第14回八丈島夢伝大会 図書館休館日 し尿収集運搬休業日	24 郷土料理教室 保福 10:00~13:00	25 両親学級 1 日目 保福 13:30~15:30	26 し尿収集運搬休業日
27 し尿収集運搬休業日	28 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	29	30 図書館休館日			

町役場開庁日

平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

町立病院 臨時診療日

受付時間 / 8:00 ~ 11:00
※初めて町立病院にかかる方は
8:30 から受付。

	診療日	診療時間
糖尿病教室	11月18日(金)	8:30 ~
耳鼻咽喉科	日程調整中です。別途防災無線などで周知します。	9:00

※その他の専門外来診療は予約制のためご相談ください。
予約: 院内予約係窓口、または電話(2-1188 平日 8:30~正午)

	休業日
ふれあいの湯	7日 14日 21日 28日 毎週月曜日
みはらしの湯	1日 8日 15日 22日 29日 毎週火曜日
ザ・BOON	2日 9日 16日 30日 毎週水曜日
やすらぎの湯	10日 17日 24日 毎週木曜日

11月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三 根						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 資源 古着	3	4 燃・害	5
6	7 金属	8 燃・害	9 資源	10 びん	11 燃・害	12
13	14 金属	15 燃・害	16 資源	17	18 燃・害	19
20	21 金属	22 燃・害	23 資源	24	25 燃・害	26
27	28 金属	29 燃・害	30 資源			

大 賀 郷						
日	月	火	水	木	金	土
		1 資源 古着	2	3	4 燃・害	5
6	7 燃・害	8 資源	9	10 燃・害	11 金属	12
13	14 燃・害	15 資源	16	17 燃・害 びん	18 金属	19
20	21 燃・害	22 資源	23	24 燃・害	25 金属	26
27	28 燃・害	29 資源	30			

樫立・中之郷・末吉						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 資源 古着	3	4 燃・害	5
6	7 燃・害	8	9 資源	10 燃・害	11 金属	12
13	14 燃・害	15	16 資源	17 燃・害 びん	18 金属	19
20	21 燃・害	22	23 資源	24 燃・害	25 金属	26
27	28 燃・害	29	30 資源			

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。

八丈町役場 出張所 / 三根: 2-0349 樫立: 7-0003 中之郷: 7-0002 末吉: 8-1003

70 70%再生紙を使用しています